

農業委員会報

令和4年8月1日発行

農業委員会報 第82号

編集 農業委員会報編集委員会

発行 武蔵村山市農業委員会

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

電話 042-565-1111(代)

内線 226

栄えある表彰受賞者

○令和3年度農業功労者表彰

小林利夫氏が受賞

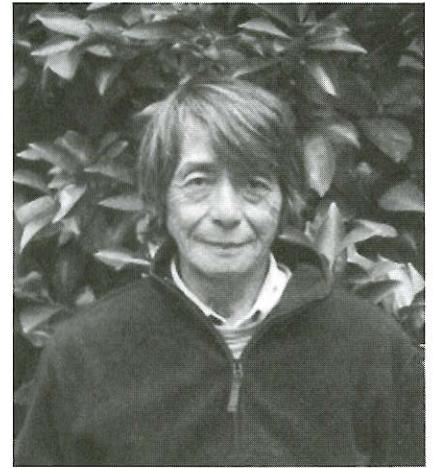
令和4年2月17日に第63回東京都農業委員会・農業者大会が昭島市KOTORIホールで開催される予定でしたが、令和2年から続いている新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止になりました。

記念行事の表彰式も開催できませんでしたでしたが、栄えある表彰受賞者の方をご紹介します。

令和3年度農業功労者として、小林利夫氏が表彰されました。

この表彰は、地域農業の振興に貢献されてきた農業者の方を対象とするもので、農業委員や農業生産組合会長などを歴任されてきた今までの功労に対して、小林氏に感謝状が贈呈されました。

小林氏におかれましては、これからも益々のご活躍をご祈念いたします。



小林利夫氏

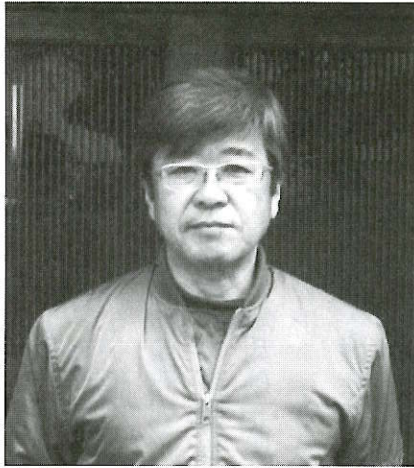
○北多摩地区農業委員会連合会

優秀農業経営者表彰

榎本英雄氏が受賞

北多摩地区農業委員会連合会優秀農業経営者表彰において、榎本英雄氏が野菜部門において受賞されました。

おめでとうございます。これからも益々のご活躍をご祈念いたします。



榎本英雄氏

農業まつり及び農産物 品評会の開催について

令和2年から続く新型コロナウイルスの流行に伴い、開催ができなかった農業まつり及び農産物品評会ですが、開催日及び開催場所の動向について、お知らせいたします。

今年度の農業まつり及び農産物品評会については、村山デエダラまつりとの共催となる予定で、同日・同一会場での開催となる予定です。概要は次のとおりです。

●開催日

令和4年11月12日(土)～13日(日)

●開催場所

村山デエダラまつり会場内

榎一丁目市有地

(榎一丁目1番地の19外)

開催時間等については、決定後に市報等でお知らせいたします。

☎ 産業観光課 (内線226)

農地の利用状況調査 (農地パトロール)の実施

農業委員会では、農地管理推進月間の一環として毎年8月に農地パトロールを実施しております。

農地は食糧生産の場であり、また環境保全においても非常に重要な役割を担う大切な資産であります。次世代に優良な農地を残すため、農地パトロールを行い、遊休農地及び違反転用の解消に取り組んでおります。

今年度の調査は、8月25日(木)から9月2日(金)までの間に実施する予定です。

農地パトロール

(内線226)

農業者座談会

農業委員会では、最近の農地制度の改正動向などを踏まえて、市内農業者の皆様の日頃の考えや意見等を出し合い、今後の武蔵村山市の農業振興に役立てることを目的として、6月から7月にかけて、市内3か所で農業者座談会を開催

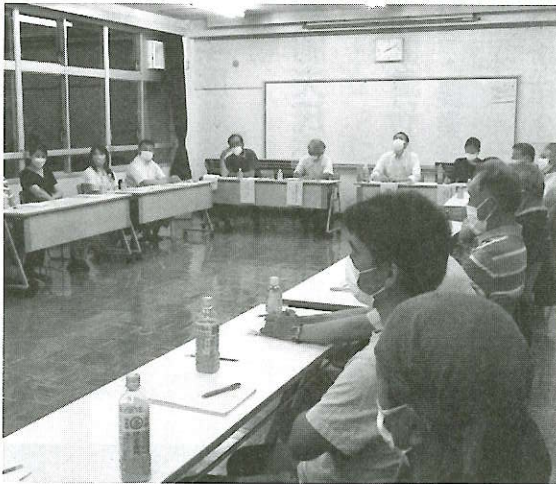
いたしました。

当日は、東京都農業会議の田中総務部長さんらを招き、令和5年10月から導入される消費税の適格ボイス制度※末尾に概要記載)などについての説明を行っていただき、農業者の方々と有意義な意見交換をすることができました。

農業委員会では、座談会での意見・要望をもとに今後関係機関に対して要望を行っていくとともに、今後も引き続きこのような機会を設けていきたいと思っております。

農業委員会事務局

(内線226)



野焼きは原則禁止です

法令等(廃棄物の処理及び清掃に関する法律等)で、認可された設備を使わない焼却は、原則禁止されています。

例外的に植木・農作物の病害虫防止等を目的とした理由があれば実施することが出来ますが(※)、周辺からの苦情がありますと、指導の対象となり、例年、何件か市へ連絡があり対応しています。

やむを得ず焼却を行う場合は、天候や風向きを考慮するなど、周辺に十分配慮してください。

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条の例外規定等。

産業観光課 (内線226)

農地の利用貸借について

市街化調整区域内農地については、農業経営基盤強化促進法による農地の貸し借りができます。

この法律により貸した農地は期限が来れば必ず返還されます。ま

た、期間満了前に貸人、借人双方に通知が届きますし、利用権の再設定により継続して貸し借りすることが出来ます。

この法律によるメリットは、相続税納税猶予制度の適用を受けている農地も税の猶予が継続され、今後相続が発生しても貸し付けている農地は、相続税納税猶予の対象となります。

また、都市農地貸借円滑化法により生産緑地(市街化区域内農地)の指定を受けている農地も、貸し借りができるようになりました。

この法律では、借り手が借りた農地での事業計画を作成し、農業委員会が事業計画を認定し、貸し手と借り手の利用契約により成立します。

相続税納税猶予を受けている生産緑地も税の猶予が継続され、利用権の再設定により継続して貸し借りすることが出来ます。

詳しくは、農業委員会事務局までお問い合わせください。

農業委員会事務局

(内線226)

農業者年金の加入促進を

農業者年金は、20歳以上60歳未満の農業者（国民年金の第1号被保険者に限る）であれば、誰でも加入することができる公的年金です。

保険料額は月額2万～6万7千円の間の1千円単位で自由に設定・変更ができます。支払う保険料の全額が社会保険料控除となる節税効果の高い公的年金です。

また、申告主の方は加入している世帯員の保険料をかわりに支払うことができ、贈与税の対象になることもありません。

農業者年金についての問い合わせは、農業委員会事務局まで。

農業委員会事務局

(内線226)

多摩開墾内の

道路通行時のお願い

多摩開墾内の道路は、農家の皆さんが通行する大切な道路です。道路内では優しい運転に心がけるようご協力をお願いします。

農地の所有者の方は、樹木等が道路に出ないようにしていただき、

また、刈った草などを道路に置かないようにしてくださるようお願いいたします。

なお、道路の整備を実施する予定ですので、道路の状態が悪化している所がありましたら、お知らせください。

農業委員会事務局

(内線226)

認定農業者制度のご案内

認定農業者制度とは、農業経営基盤強化促進法に基づき「今後とも農業で頑張っていこうとする意欲ある農業者の皆さん」を認定農業者として区市町村長が認定し、支援していく制度です。

認定を受けるには、今後5年間に取り組む経営改善の内容を記載した「農業経営改善計画認定申請書」を提出していただきます。

申請に当たっては、市担当職員、農業委員、農業振興事務所職員等が相談、指導に応じます。

認定農業者になると、農業者は自らの経営内容を分析し計画を検討することにより、経営能力の向上が期待されます。

また、認定農業者は、低利融資や各区市町村独自の補助金、税制上の特例措置、情報提供などの支援措置が受けられます。

申請書の配布・受付は、10月31日（月）まで産業観光課で行っています（期日を過ぎた場合はご相談ください）。

産業観光課（内線226）

農業簿記講習会のご案内

農業委員会では、毎年東京都農業会議に講師をお願いして簿記講習会を行っております。

講習内容は、パソコン（個人のものを用意）を使った記帳の仕方など、受講者の希望に沿った内容となっております。受付は随時行っております。

参加を希望される方は農業委員会事務局にご連絡ください。

講習期間 令和4年5月から令和5年2月まで（毎月1回）

受講料 無料
場所 中部地区会館

農業委員会事務局

(内線226)

体験型市民農園 開設にご協力を

現在、市内には体験型市民農園が2園（わかな・ふれあい農園）開設されています。

体験型市民農園は、市民の農業体験の場、また市民交流の場として利用されておりますが、まだ不足している状態です。

そこで、農園の開設にご協力いただける方を募集しています。

農園を開設する際の施設及び農機具等の購入につきましては一部補助金が支給されます。

なお、体験型市民農園は、相続税納税猶予制度の対象農地に開設することができます。

産業観光課（内線226）



全国農業新聞購読の

お知らせ

全国農業新聞は全国農業会議所が発行する農業総合専門紙です。最近の都市農政に関する情報はじめ、家族が楽しめる記事が充実しており、地域独自のイベントや話題等が紙面を飾っております。

発行日 毎週金曜日発行
購読料 月 700円
申し込み 農業委員会事務局

特定生産緑地制度に係る 指定申請手続きについて

平成29年5月に生産緑地法が改正され、生産緑地を保全する仕組みとして、「特定生産緑地制度」が創設されました。

この制度は、生産緑地地区として決定（指定）された日から30年を経過する日（申出基準日）までに、所有者等関係者の同意を得て、市が特定生産緑地に指定することで、市に買取り申出のできる期日が10年延期されるものです。令和2年度から、この指定申請

の手続きを行っていましたが、平成4年指定の生産緑地に係る指定申請受付は、5月末で終了しました。5月末までに、対象生産緑地の9割程度が申請を終えました。なお、平成5年指定の生産緑地については、令和4年8月1日から令和5年5月末の日程で受付しますが、最後の年になりますので、ご注意ください。

指定から30年を経過してしまうと特定生産緑地に指定ができなくなりしますので、注意してください。詳細については、都市計画課までお問い合わせください。
☎ 都市計画課（内線274）

農地の権利を取得 された方は届出を

相続等により新たに農地の権利者となった者は、農地の大小、市街化・調整区域を問わず、権利を取得した日から10か月以内に農業委員会に届け出ることになります。

未届け及び虚偽の申請者には10万円以下の過料等の罰則規定もありますのでご注意ください。

また、令和6年4月1日以降は、相続登記が義務化されます。詳細は、農業委員または農業委員会事務局にお問い合わせください。

☎ 農業委員会事務局
（内線226）

インボイス制度（適格請求書 等保存方式）とは...

インボイス（適格請求書）とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。

▼買手は、仕入税額控除の適用のために、原則として売手から交付を受けたインボイス（適格請求書）を保存する必要があります。

▼売手は、インボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録を受ける必要があります。登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります。（国税庁HP（インボイス制度特設サイト）から抜粋）

編集後記

新型コロナウイルスについて、感染者はいまだ多い状況ではありますが、日常の活動は徐々に再開されつつあります。

各地で祭りなどの再開が始まっているようですし、武蔵村山市も村山デエダラまつりや農業まつりなどを開催する予定です。

また、最近の世界情勢や為替（円安）などの影響を受け、世界的にも日本でも肥料の高騰がおき、農業経営を圧迫しております。世界情勢などが落ち着くのを祈るばかりです。

まだまだ暑い季節が続く、農作業にとって大変な時期ですので、皆様におかれましては、体調に気を付けていただければと思います。

編集委員（総務部会長）

安彦 祥子

編集委員 石川 裕一

加藤 武

荒幡 善政

奥住 雄一

高橋 文雄

森谷 常夫